

岩手高教組情報

No. 2

 2016年
5月25日(水)

 岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
 TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
 岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 高校再編要請書手交
- 山口県立大津緑洋高校（校舎制）の視察
- 第81回定期大会
- 実習教諭・寄宿舎指導員2級格付
- 喜怒哀楽
- クロスワード

地域との十分な話し合いを！ 高校再編要請書手交

3月29日に「新たな県立高等学校再編計画」が公表されたことを受けて、高校再編問題連絡会議は4月20日、県教委に対して要請書を手交しました。要請では、「統合ありきの計画ではなく、十分な予算と時間をかけた計画の実行と、地域との十分な話し合いを行うこと」「30人以下学級や地域合同総合制高校など、地域、保護者、子どもたちが不安にならないような計画を再検討すべきである」と、2点を訴えました。

県教委は、今後の再編計画の進め方として以下の点について示しました。

- ・ 校長会等で丁寧に説明を行う。合わせて、各自治体からの質問にも対応する。
- ・ 特に統合や学科改編に名前が挙がっている学校には個別に対応する。学校単位の説明会を実施する予定。
- ・ 統合、再編にかかわる検討委員会を学校ごとに立ち上げる。

前期再編プログラムの中で、18年度に学科改編が予定されている学校では、入試との関係で17年度には学科改編の具体を確定させなければいけません。高校再編問題連絡会議は、計画を進める上で、学校の負担も考慮し、県教委がしっかりとした協力態勢を取ることにしても要請しました。



要請書手交の後の協議

勤務時間の把握をしよう 持ち帰り業務、舎監業務時間数の記録欄追加

12年度から勤務時間外状況記録簿が導入されています。これは労働安全衛生法により、教職員の勤務時間の把握については学校長が適切に行い、1ヶ月100時間を越える時間外労働をした労働者が申し出た場合、医師による面接指導の実施と事後措置を行うことが義務付けられています。（80時間以上は努力義務）勤務時間の把握を行い、長時間労働の縮減や多忙化解消のために活用することになっています。

長時間労働によりストレス性疾患やいわゆる「過労死」に至った場合、勤務時間の記録が長時間労働の証明となり、労災認定の根拠となります。

勤務時間外状況記録簿の集計結果によると職員1人当たり月平均時間、100時間超の職員の人数は14年度と比較し15年度は増加傾向にあります。

これまでは、持ち帰り仕事や舎監業務が記入できず実際の状況を把握できていないものでした。高教組では教職員の勤務状況をより正確に把握すること、またその状況に応じ負担軽減等ができるよう交渉を続けた結果、今年度から記録簿の様式が変更になりました。

私たち自身の体を守るために、勤務時間外状況記録簿の入力を行いましょう。